

公共サービス基本法

すがや いさお
菅家 功

自治労・企画局長

筆者はこれまで、本誌に4度寄稿させていただいた。そこで取り上げたテーマは、耐震強度偽装問題、公務員制度と労働基本権、年金記録問題、社会保険庁改革と組織ガバナンスであり、意図せずこれらに共通していたのは「公共サービスとは何か」であった。すなわち、では建物の安全に関わる地方自治体と民間検査機関等の共同責任について、では公共事務にかかわる公務員と民間従事者に適用される基本権を含む労働法制のあり方について、では被保険者＝国民の権利が確保される公的年金制度への抜本転換について、では社会保険庁と年金新組織における組織ガバナンスの違いについて、それぞれ論じる機会を得た。これらを通じ、公共サービスが広く民間の労働者によっても担われている今日、これら公共サービスの質を担保し、市民に対する責務を十全に果たしうる包括的な仕組みについて検討を深める必要性を指摘させていただいた。

さる5月13日の参議院本会議において「公共サービス基本法」が全会一致で可決、成立した。この「公共サービス基本法」の成立は、連合・公務労協の2004年以来続けられた運動の成果であり、民主党をはじめ各政党の尽力を多としたい。格差社会が叫ばれている今日、その意義はきわめて大きいものがあるが、上記の意味において個人的にも節目といえる基本法の成立であった。

「公共サービス基本法」は、11条より構成される理念法であるが、法の目的を第1条において公共サービスの基本理念を定め、国・地方公共団体の責務を明らかにし、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとしている。ここでの基本理念として、第3条において「安全かつ良質な公共サービスが、确实、効率的かつ適正に実施されること」や多様化する国民のニーズに的確に対応し、選択の機会が確保されることなどが定められている。そして、国・地方公共団体の責務として、これらの基本理念に則した施策を策定し実施することが定められている（第4、5条）。さらに、国・地方公共団体がこれら業務を委託した場合について、第8条においてそれぞれの役割分担と責任の所在を明確化することを求めていることは画期的であり、第11条において公民を問わない公共サービスの従事者の適正な労働条件の確保と環境整備に関し、必要な施策を講じるよう国および地方公共団体は努めるものとしている点も重要である。

今後は、この公共サービス基本法に定められている各事項が、具体的な公共サービスの実施に際して確保されるようすべての当事者が努めなければならないが、当事者の一人としての労働組合の責任もまた重大である。